



平成 21 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 L T T バイオファーマ
代表者名 代表取締役社長 鈴木 巖
(コード番号 4 5 6 6 東証マザーズ)
問合せ先 取締役研究開発本部長 新居 泰
(T E L 0 3 - 5 7 3 3 - 7 3 9 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 21 年 6 月 24 日開催予定の第 7 回定時株主総会に、下記の通り「定款一部変更」に関する議案を上程することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条（目的）につきまして、事業目的を追加するものです。
- (2) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（平成 16 年法律第 88 号）が平成 21 年 1 月 5 日に施行され、上場会社の株券電子化が実施されたことに伴い、当社定款規程のうち、株券、実質株主及び実質株主名簿に関する文言を削除し、併せてその他の文言の修正及び追加等所要の変更ならびに条文の削除に伴う条数の変更をおこなうものです。
- (3) 経営責任をより一層明確化するとともに、経営環境の変化に迅速に対応するために、取締役の任期を 2 年から 1 年に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙の通りであります。

3. 日程

取締役会決議日	平成 21 年 5 月 12 日
定款変更のための株主総会決議日	平成 21 年 6 月 24 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 21 年 6 月 24 日（予定）

以上

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条（商号） （条文省略）</p> <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>次に掲げる製品及び機械器具の試験・研究・開発及び製造・販売ならびにその受託</u> <ol style="list-style-type: none"> ① 医薬品、医薬部外品、化粧品 ② 医療用、歯科医療用、化粧用及びその研究用機械器具 2. 金属等の表面改質化技術に関する試験・研究・開発及び製造・販売ならびにその受託 3. 前各号に関する特許権、意匠権、商標権、その他の知的財産権の売買、保有利用許諾 4. 上記各号の事業に対する投資 5. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u> <p>第3条（本店の所在地） （条文省略）</p> <p>第4条（機関） （条文省略）</p> <p>第5条（公告方法） （条文省略）</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条（商号） （現行どおり）</p> <p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>以下に關係する試験・研究・開発及び製造・販売ならびにその受託</u> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>医薬品、医薬部外品、化粧品及びそれらの原材料</u> ② 医療用、歯科医療用、化粧用及びその研究用機械器具 2. 金属等の表面改質化技術に関する試験・研究・開発及び製造・販売ならびにその受託 3. 前各号に関する特許権、意匠権、商標権、その他の知的財産権の売買、保有利用許諾 4. 上記各号の事業に対する投資 5. <u>上記各号の事業に対するコンサルティング</u> 6. <u>前各号に附帯関連する一切の事業</u> <p>第3条（本店の所在地） （現行どおり）</p> <p>第4条（機関） （現行どおり）</p> <p>第5条（公告方法） （現行どおり）</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） （条文省略）</p> <p><u>第7条（株券の発行）</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条（自己株式の取得） （条文省略）</p> <p>第9条（株主名簿管理人） 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3. <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p> <p>第10条（株式取扱規則） 当社が発行する株券の種類並びに株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿への記載又は記録、その他株式、新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第11条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（<u>実質株主を含む。以下同じ。</u>）をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条（発行可能株式総数） （現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p>第7条（自己株式の取得） （現行どおり）</p> <p>第8条（株主名簿管理人） 当社は、株式につき株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 （削除）</p> <p>第9条（株式取扱規則） 株主名簿、新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式、新株予約権に関する取扱い及び、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p> <p>第10条（基準日） 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 2. 前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>

<p>第12条～第19条（略）</p> <p>第20条（任 期） 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2. 増員又は補欠により選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>第21条～第45条（略）</p> <p>（新設）</p>	<p>第11条～第18条（条数変更）</p> <p>第19条（任 期） 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p> <p>第20条～第44条（条数変更）</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>当会社の株券喪失登録簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株券喪失登録簿への記載または記録に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p>第2条 <u>当会社の株券喪失登録簿への記載または記録は、法令または定款の定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>第3条 <u>本附則第1条から本条までは平成22年1月6日をもってこれを削除する。</u></p>
--	--